慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.6 (1968. 6) ,p.715(87)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680601-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

値といった範疇でつかまれないものであることを、あきらかにしておかねばならない。

このように、本書においては、独占理論と帝国主義論との関連は、あまり明確ではない。

また、著者は、貨幣資本の集積とか擬制資本といった要因を「生産の集積」との関連で重視されるが、総じて、信用諸関係の役割の理論的評価は不明である。このことは、ヒルファディングの理解ともかかわり、帝国主義論の方法にも影響する。というのも、段階的変化の指標が、多くは流通過程的な側面に現象してくるということである。ヒルファディングは、こうした「現象形態」にとらわれて、特異な段階規定をおこなっている。また、宇野―鈴木―岩田という系列の帝国主義論には、こうした色彩がこくでている。問題は、世界的な規模での資本制生産のかかる顚倒性を正しく批判することであるが、そのことが、一方的に生産の重視となってこないということである。「生産の集積」もまた、段階規定としては、生産過程的・流通過程的という二面性をもった範疇として設定されうるのではなかろうか。

金融資本範疇も、著者のいわれるごとく社会的編成を達成せしめるという社会学的な意味をもつとはいえ、それは、一つの物象化過程としてとらえうるのであって、これを経済学的に――範疇的に――とらえるには、信用制度を媒介するものでなくてはならない。そうでなければ、ヒルファディング流の「組織性」論にゆきついてしまうであろう。

以上、主として「生産の集積」をめぐっての若干の点について感想をのべたが、むろん本書は、より体系的な検討によってこそ真の評価をなされるに値いするものである。その点では、むしろ学ぶべき多くのものを本書中にみいだしうる。また、著者の『独占資本イギリスへの道』（ミネルヴァ書房、一九六二年）とともに、入江氏の広範な問題設定と実証的態度は、今後の帝国主義研究に一つの方向を示すものであるにちがいない。

（ミネルヴァ書房・一九六七年・B6・二四六頁・五六〇円）

◇慶應義塾経済学会会則

第一条　本会は慶應義塾経済学会（The Keio Economic Society）と称する。

第二条　本会は経済学の研究及びその奨励、並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

一　研究会の開催

二　機関誌「三田学会雑誌」及びその他研究成果の刊行

三　講演会、資料展覧会の開催

四　他の学会及び諸団体との連絡

五　その他本会の目的を達成するため適当と認める事業

第四条　本会は慶應義塾大学経済学部及び商学部所属専任者のうち経済学を専攻する者を以て組織する。

第五条　本会に左の役員を置く。

一　会長　一名

二　顧問　若干名

三　委員　若干名

四　監事　二名

第六条　会長は慶應義塾大学経済学部長とする。顧問は会長が依嘱する。委員及び監事は総会に於て会員の互選によって定める。

第七条　会長は本会を代表し会務を総理する。顧問は会長の諮問に応ずる。委員は委員会を組織し会務を執行する。監事は会計を監査する。

第八条　委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九条　会長は年一回総会を招集する。但し必要に応じ臨時総会を招集することもできる。

第十条　会員は機関誌「三田学会雑誌」及び其の他本会刊行物の配布を受けることができる。

第十一条　本会の経費は賛助金、補助金及び其の他の収入を以て之に充てる。

第十二条　本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第十三条　本会会則の変更は総会の決議による。

第十四条　本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

経済学会委員（昭和四三・四改選）

会長　遊部久蔵

委員長　中鉢正美

副委員長　福岡正夫　大熊一郎

委員　尾崎巌　村井俊雄　大島通義　古田精司

高山隆三　野地洋行　持丸悦朗　岡田泰男

松村高夫　長名寛明

監事　高木寿一　千種義人